

# 案内

あんない

## 考古資料展示コーナー開設

文化財保護センターに、市内で実施された発掘調査の最新の成果を紹介する展示コーナーを開設しました。内容は随時更新していく予定です。



てください。

浄化槽内に残った汚泥などは「一般廃棄物」にあたります。この汚泥などを地下浸透させることは「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に違反し、不法投棄となります。

◎浄化槽を解体するときは  
・解体業者に浄化槽があることを伝えてください。  
・浄化槽の最終清掃は、浄化槽管理者（浄化槽の所有者）が、許可を受けた清掃業者に直接依頼する必要があります。解体業者に最終清掃を依頼することはできません。

・清掃許可業者については、生活環境課にお問い合わせください。  
◎清掃が終わったら  
・生活環境課へ「浄化槽廃止届出書」を提出してください。

◆照会先 生活環境課（☎②6732  
FAX②7750）

## 関シティブাস回数券 取り扱い終了

関シティブাসの回数券の取り扱いを次のとおり終了します。回数券の払い戻しはしませんので、使用期限までにご利用ください。

◆販売終了 平成24年3月31日(土)  
◆使用期限 平成24年9月30日(日)  
※デマンド路線（雷野・田原・迫間・向山方面）は、今後も回数券の取り扱いを継続します。

◆照会先 まちづくり推進課（☎②6831  
FAX②7744）

## 関シティブাসで 岐阜バスICカード 「アユカ」が利用できます

◆特徴 ▽バス車内の読み取り機にカードをかざすだけで運賃の精算ができ、小銭が不要です。▽営業所またはバス車内でカード残金の積み増しができます。▽45分以内にバスを乗り継ぐと、乗り継いだバスの運賃が40円割引されます。

◆販売場所 岐阜バス各営業所、岐阜バス観光各旅行センター、路線バス・関シティブাস車内

◆照会先 岐阜バス関営業所（☎②2255）、まちづくり推進課（☎②6831  
FAX②7744）

## 勤労者住宅資金利子補給 （平成18年1月～平成20年 12月に資金融資を受けた方）

◆対象者 次のいずれにも該当する人  
▽賃金、給料などによって生活する方で、市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務している方（専従者、法人の役員を除く）  
▽自己の居住用の住宅（住宅部分の床面積が10～200㎡）を市内に新築、購入、増改築された方（修繕は対象外。増築の場合は増築部分が10㎡以上かつ既存部分と合わせて200㎡以下。中古住宅購入の場合は築年数により対象となる場合があります）  
▽公的機関を除く金融機関から融資を受けている方

## 広告

# 有料広告

▽居住地の市区町村税を完納している方  
◆補給対象 平成18年1月から平成20年12月末までに借り入れた住宅資金の融資について、平成23年1月から12月までに支払った利子（ただし、初めて利子を支払った月から3年間分）  
◆補給金額 支払った利子のうち、借入500万円までの年利1%以内の額  
◆申請期間 1月4日(水)～31日(火)  
※土・日曜日、祝日を除く  
◆申請先 商工課（☎②6752  
FAX②7741）  
※申請書は、市ホームページまたは当課にあります。